

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正について

このことについて、別添案を添えて請議します。

令和 2 年 3 月 2 3 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、文化財の保護に関する事務の知事部局への移管等に
伴い、規定を整備する必要があるからである。

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正の概要

1 改正の理由

(1) 文化財の保護等に関する事務の知事部局への移管

文化財の保護等に関する事務の知事部局への移管に伴い、愛知県埋蔵文化財調査センターを知事部局へ移管する。

(2) 教育情報化業務の本庁一元化

専門化・高度化する教育の情報化業務を推進するため、愛知県総合教育センター情報教育部の一部業務を管理部教育企画課へ移管することに伴い、愛知県総合教育センター情報教育部を廃止する。

2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和四十五年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「愛知県総合教育センター及び愛知県埋蔵文化財調査センター（以下「学校以外の教育機関」という。）」を「学校以外の教育機関（愛知県総合教育センターをいう。）」に改める。

第二条第一項の表情報教育部の項を削り、同条第二項研究部の分掌事務に次の二号を加える。

三 情報教育の研究及び研修に関すること。

四 教育情報の収集及び提供に関すること。

第二条第二項研修部の分掌事務第二号中「相談部及び情報教育部」を「研究部及び相談部」に改め、同項情報教育部の分掌事務を削り、同条第四項教科研究室の分掌事務に次の二号を加える。

三 情報教育の研究及び研修に関すること。

四 教育情報の収集及び提供に関すること。

第二条第七項を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条中「学校以外の教育機関又はその」を削り、同条の表中「学校以外の教育機関」を「総合教育センター」に、

埋蔵文化財調査センターの課	主任 主査	事務職員	上司が命ずる事務を処理する。
総合教育センター	主席研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
埋蔵文化財調査センター	主席教育指導主事	事務職員	上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。
総合教育センター	主任研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
埋蔵文化財調査センター	主任教育主事	事務職員	上司の命を受け、高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。

を

総合教育センター	主席研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
総合教育センター	主任研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。

に、

埋蔵文化財調査センター	教育主事	事務職員	上司の命を受け、社会教育に関する事務を処理する。
総合教育センターの課、室及び埋蔵文化財調査センターの課	主 査	事務職員	上司が命ずる事務を整理する。

を

総合教育センターの課、室及び所	主 査	事務職員	上司が命ずる事務を整理する。
-----------------	-----	------	----------------

に改める。

第五条第二項中「及び埋蔵文化財調査センターの所長」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(趣旨)

第一条 この規則は、学校以外の教育機関（愛知県総合教育センターをいう。）の組織について必要な事項を定めるものとする。

(総合教育センター)

第二条 愛知県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に次の表の上欄に掲げる部を置き、各部に同表の下欄に掲げる課、室及び所を置く。

総務部の項から相談部の項まで	略
----------------	---

2 前項の各部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部 略

研究部

一及び二 略

三 情報教育の研究及び研修に関すること。

四 教育情報の収集及び提供に関すること。

研修部

一 略

二 教育課題等の研修に関すること（研究部及び相談部の事務分掌事項

旧

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県総合教育センター及び愛知県埋蔵文化財調査センター（以下「学校以外の教育機関」という。）の組織について必要な事項を定めるものとする。

(総合教育センター)

第二条 同上

同上	同上
<u>情報教育部</u>	<u>情報教育研究室</u> <u>情報システム研究室</u>

2 同上

総務部 略

研究部

一及び二 略

研修部

一 略

二 教育課題等の研修に関すること（相談部及び情報教育部の事務分掌

を除く。)

三 略

相談部

一及び二 略

3 略

4 研究部の各室の分掌事務は、次のとおりとする。

経営研究室 略

教科研究室

一及び二 略

三 情報教育の研究及び研修に関すること。

四 教育情報の収集及び提供に関すること。

5及び6 略

事項を除く。)

三 略

相談部

一及び二 略

情報教育部

一 情報教育の研究及び研修に関すること。

二 教育情報（公立高等学校入学者選抜情報を含む。以下同じ。）の通信

に関すること。

三 教育情報の収集及び提供に関すること。

3 略

4 同上

経営研究室 略

教科研究室

一及び二 略

5及び6 略

7 情報教育部の各室の分掌事務は、次のとおりとする。

情報教育研究室

一 情報教育の研究及び研修に関すること。

二 教育情報の情報処理及び分析に関すること。

情報システム研究室

第三条 削除

- 一 教育情報通信ネットワークの管理及び運営に関すること。
- 二 教育情報システムの研究に関すること。
- 三 教育情報の収集及び提供に関すること。

(埋蔵文化財調査センター)

第三条 愛知県埋蔵文化財調査センター(以下「埋蔵文化財調査センター」という。)に総務調査課を置く。

2| 総務調査課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 文書及び公印の管守に関すること。
- 二 職員的人事及び福利厚生に関すること。
- 三 予算、会計及びその他庶務に関すること。
- 四 土地、建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。
- 五 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- 六 埋蔵文化財の保存処理、収蔵及び展示に関すること。
- 七 埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び刊行に関すること。
- 八 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。
- 九 埋蔵文化財に関する知識の普及及び広報に関すること。

(職及びその職務)

第四条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

第四条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる学校以外の教育機関又はその組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

	総合教育センター		総合教育センター	総合教育センター 次長から所 農業教育共同実習所長まで 略	総合教育センター	組織
	主任研究指導主事		主任研究指導主事		職名	
	事務職員		事務職員		職員の種類	
	上司の命を受け、高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。		上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。		職務 教育長の命を受け、総合教育センターの所掌する事務を掌理し、職員を指揮監督する。	

埋蔵文化財調査センター	総合教育センター	埋蔵文化財調査センター	総合教育センター	同上	学校以外の教育機関	組織
	主任研究指導主事		主任教育指導主事		職名	
	事務職員		事務職員		職員の種類	
	上司の命を受け、高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。		上司の命を受け、極めて高度の知識経験に基づき社会教育に関する事務を処理する。		職務 教育長の命を受け、学校以外の教育機関の所掌する事務を掌理し、職員を指揮監督する。	

総合教育センター 研究指導主事 略		副主任研究指導主事及び総合教育センター 研	
総合教育センター の課、室 及び所	主 査	事務職員	上司が命ずる事務を整理する。
総合教育センター	主任 略		
総合教育センター	主査 略		
総合教育センター 技師 略			

(職務代理)

第五条 略

2 前項に規定する職務代理者に事故があるときは、教育委員会が命ずる職員がその職務を代理する。

同上		同上	
総合教育センター の課、室 及び所 埋蔵文化財調 査センターの 課	主 査	事務職員	上司の命を受け、社会教育に関する事務を処理する。
学校以外の教育機関	同上		
学校以外の教育機関	同上		
同上			

(職務代理)

第五条 略

2 前項に規定する職務代理者及び埋蔵文化財調査センターの所長に事故があるときは、教育委員会が命ずる職員がその職務を代理する。